

## 2020.8.6 発信

### 「新型コロナウイルス感染症」におけるルールについて

共愛会 COVID-19 対策本部

現在、「新型コロナウイルス感染症」は、緊急事態宣言下の時期にも増して、県内のみならず全国に流行している状況です。共愛会では、下記の通りルールを提示致しますので周知徹底下さい。

#### ☆職員に関するルール

##### 感染した時：

原則として感染症指定医療機関における感染症病床に入院。

退院後はすみやかに職場復帰とする。

感染が業務上か業務外の理由であるかを問わず、新型コロナウイルス感染症で入院した場合、感染症法の規定に基づいて入院費などが公費で支払われます。また業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

##### 濃厚接触者に該当となった時：

PCR 検査で陰性を確認後、自宅で 14 日間の経過観察とする。

保健所と協議を行い、標準予防策が徹底され、接触者全員の陰性が確認されていれば、診療制限の必要はないとの判断で通常診療を継続できる。（事例あり）

医療機関や検査機関で診療を行う際に、適切に感染防護具を着用している場合は、濃厚接触者に該当しません。

##### 家族が感染した時：

職員が濃厚接触者に該当し、PCR 検査で陰性を確認後、自宅で 14 日間の経過観察とする。

本人に症状がなく、家族が新型コロナウイルスに感染したという理由で勤務先を休む場合は、傷病手当金の支給対象とはなりません。

##### 発熱などの症状がある時：

上司に報告し指示を受ける。

症状消失後 48 時間まで自宅療養。その後通常勤務とする。

10 日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

症状が継続する時は、原因の精査および PCR 検査を行う。

##### 家族が発熱などの症状がある時：

上司に報告し指示を受ける。

家族の症状消失後 48 時間まで自宅療養。その後通常勤務とする。

10 日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査および PCR 検査を受けるよう指導する。

##### 感染者多発地域へ訪問し 3 密回避が出来なかった時：

上司に報告し指示を受ける。

2 日間自宅待機する。10 日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

##### 感染者多発地域に訪問予定がある時、または感染者多発地域からの来訪予定がある時：

上司に報告し指示を受ける。

自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録し感染防御方法等を改めて確認し帰宅後報告する。通常勤務とするが 10 日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

状況により 2 日間の自宅待機を指示する。

### 研修会、学会、役員会等への参加の時：

上司に報告し指示を受ける。自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録し、感染防御方法等を改めて確認する。行事終了後報告する。

通常勤務とするが10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

### 休日、勤務時間外での行動：

リスクのある高齢者のケアに関わる仕事に従事していることを自覚し、適切な行動をとること。例えば地域の公共活動、スポ少活動等の参加も自粛すべき。依頼等に断れないときや判断に困ったときには上司に相談する。

### その他：

上司に報告し指示を待つ。

## ☆入院患者さま、入所ご利用者に関するルール

外出は原則禁止とする。

面会は、オンライン面会のみ許可する。ただし、発熱等の症状がない方で、手指消毒及びマスク着用とする。例外として、患者・利用者の状態が悪化した場合や、ターミナル期等で主治医の判断で許可することがある。

## ☆通所リハビリ、デイサービスご利用者に関するルール

### 感染した時：

利用を中止し、感染症指定医療機関における感染症病床に入院。退院後はすみやかにサービス利用を再開する。

### 濃厚接触者に該当した時：

利用を中止し、PCR検査で陰性を確認後、自宅で14日間の経過観察とする。

### ご利用者家族が感染した時：

利用を中止し、利用者が濃厚接触者に該当し、PCR検査で陰性を確認後、自宅で14日間の経過観察とする。

### 発熱などの症状がある時：

かかりつけ医に連絡し、発熱等の原因をチェックし症状消失後48時間まで自宅療養。その後サービス再開とする。10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

症状が継続する時は、原因の精査およびPCR検査を行う。

### ご利用者家族が発熱などの症状がある時：

上司に報告し指示を受ける。家族の症状消失後48時間まで自宅療養。その後サービス再開とする。10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査およびPCR検査を受けるよう指導する。

### ご利用者家族が感染者多発地域に訪問予定がある時、

#### または感染者多発地域からの来訪予定がある時：

上司に報告し指示を受ける。自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録、感染防御方法等を指導する。帰宅後報告を受ける。サービス継続とするが、10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

場合により2日間以上の自宅療養を指示する。

### 感染多発地域とは…

8月6日現在のところ、県外都市部、県内（岡山市・倉敷市）を対象地域とするが、状況が常に変化するため、上司に相談すること。